

### 閱 覧 等 の 請 求 書

\_\_\_\_ 国税不服審判所  
担当審判官 \_\_\_\_\_

審理関係人（審査請求人、参加人、原処分庁）  
（住所・所在地） 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
（ふりがな）（ \_\_\_\_\_ ）

\_\_\_\_\_  
（氏名・名称）

\_\_\_\_\_  
（法人の場合、法人番号）

\_\_\_\_\_  
（法人の場合、代表者の住所） 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
（法人の場合、代表者の氏名、ふりがな）

\_\_\_\_\_  
（ \_\_\_\_\_ ）

\_\_\_\_\_  
代理人

\_\_\_\_\_  
（住所・所在地） 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
（ふりがな）（ \_\_\_\_\_ ）

\_\_\_\_\_  
（氏名・名称）

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に收受された審査請求書に係る事件について、国税通則法第97条  
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に収受された審査請求書に係る事件について、国税通則法第97条  
の3の規定に基づき、下記のとおり、閲覧（又は写しの交付）を請求します。

#### 記

1 閲覧等を求める書類その他の物件の名称  
（閲覧等を求める書類等の特定に当たってご不明な点は、担当審判官にお尋ねください。  
また、この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。）

2 閲覧等の実施方法

閲覧                       写しの交付

※ 閲覧をした後に、必要な書類等の写しの交付を求めることもできます。

3 写しの交付を求める場合における交付の方法

(1)  片面                       両面

(2)  直接交付                       郵送

※ 原処分庁又は国税通則法第109条に規定する参加人がこの請求を行う場合には、次の欄に  
審査請求人の氏名等を記載してください。

（住所・所在地） \_\_\_\_\_

（氏 名 ・ 名 称） \_\_\_\_\_

※ 閲覧（又は写しの交付）によって入手した書類等は、国税通則法第97条の3の  
目的及び趣旨に反した使用はしないでください。

16号様式

審判所整理欄※
番号確認

※審判所整理欄は記入  
しないでください

## 「閲覧等の請求書(16号)」の書き方

この「閲覧等の請求書(16号)」は、国税通則法第97条の3の規定に基づき、担当審判官に対して、同法第96条第1項若しくは第2項に規定する証拠書類等又は同法第97条第1項第2号に規定する帳簿書類等について、閲覧又は写しの交付を求める場合に使用します。

- 1 審理関係人（審査請求人、参加人、原処分庁）の記入に当たっては、括弧内の該当箇所に○を付してください。
- 2 「平成」又は「令和」の記載については、不要な記載を二重線等で抹消してください。
- 3 写しの交付には手数料が必要となります。手数料については、対象文書の枚数等により異なるため、後日、連絡します。（国税通則法施行令第35条の2）